

京都市告示第 309 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年12月3日

京都市長 榊本 頼 兼

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉46号線	左京区岩倉村松町82番地の2地先から	旧	メートル 3.10	メートル 4.90 ~ 6.53
	同町114番地の1地先まで	新	3.10	6.45 ~ 6.53

(建設局土木管理部道路明示課)